

**蔵王国定公園における情報発信の多言語化によるPR業務委託
基本仕様書（企画提案用）**

1 業務の名称

蔵王国定公園における情報発信の多言語化によるPR業務

2 業務の目的

蔵王国定公園において、四季折々の魅力を多言語で発信することにより、インバウンドを含む来訪者の再訪を促すとともに、マナー啓発動画を作成することで、自然環境の維持を図るもの。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月1日（月）まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

（1）四季を通じた利用促進に向けたAR動画の作成

蔵王国定公園を訪れた者に対し、AR技術により蔵王の四季をPRすることで、再訪を促す。

ア ターゲット層

蔵王を訪れた国内外の旅行客

イ 実施時期

AR動画作成：令和8年12月末まで

AR動画展開：令和9年2月1日まで

ウ AR動画の作成

作成するAR動画は以下の要件を満たすこと。

- ①訪問した季節と異なる蔵王の風景を映し出すことで、四季折々の蔵王の魅力が伝わるものであること。
- ②二次元コードの読み込み等により、スマートフォンやi-pad等の機器により活用が可能であること。
- ③二次元コードの設置個所については、蔵王ロープウェイの地蔵山頂駅やレストランを想定しているため、映し出す風景はそのイメージに合致したものであること。
- ④AR動画には多言語（日、英、繁）による解説をつけること。
- ⑤再生時間は任意とするが、①を満たすのに十分な再生時間を確保すること。
- ⑥動画へのアクセス数をカウントできるものであること。

エ AR動画の展開

上記ウにより作成したARを活用するための二次元コードを作成し、県が指定する設置個所（地藏山頂駅等3か所程度を想定）に設置すること。なお、二次元コードについては、蔵王山の魅力が伝わるポスターやチラシ等の媒体に印刷すること。

（２）マナー啓発動画の作成

禁止区域への侵入やごみ投棄などのマナー違反を防止するための啓発動画を作成する。

ア 実施時期

令和8年12月末まで

イ マナー啓発動画の作成

作成する動画は、以下の要件を満たすこと。

- ①多言語（日、英、繁）に対応した動画であること。
- ②山岳観光に対するマナー意識の啓発となる動画であること。
- ③Instagram等のSNSでの活用が可能な形式であること。
- ④再生時間は任意とするが、②および③を満たす再生時間を確保すること。

5 著作権

当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任をもって調整を行うこと。

また、当該業務により作成したAR動画、マナー啓発動画等の著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利については、山形県に帰属するものとする。

6 業務報告書の提出

業務完了時は以下のものを提出し、業務完了を報告すること。

- （１）業務報告書（各業務の実施状況など） 1部
- （２）4の（１）で作成したAR動画を読み込むために必要な二次元コードが掲載されたポスター等（紙媒体および電子媒体）
- （３）4の（２）で作成したマナー啓発動画（電子媒体）
- （４）その他県が必要と認める書類

7 留意事項

- （１）本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- （２）当事業で作成する多言語の解説文等については、「HOW TO 多言語解説文整備」等の観光庁及び環境省が作成する最新の作成指針等に準拠するとともに、作成・監修

にあたっては、観光庁が推薦する人材を活用すること。

- (3) 機材の使用料等の、本業務の実施に必要な経費は受託者が負担するものとする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (6) 本業務により知りえた個人情報について、漏洩えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度県と受託者が協議により決定すること。